

京都市告示第403号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のとおり変更します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成22年1月19日

京都市長 門川 大作

(経路変更水路)

整理番号	路線名	旧新	起終	点
1	久我水0120号	旧	伏見区久我西出町14番地16地先 伏見区久我西出町14番地16地先	点
		新	伏見区羽束師菱川町595番地3地先 伏見区久我西出町14番地16地先	点

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)